

(別紙)

令和3年度食品健康影響評価技術研究の追加公募課題について

令和3年度食品健康影響評価技術研究として、以下の課題について追加公募を行う。

○公募課題：食品中の汚染物質のリスク評価手法に関する研究

【概要】

汚染物質のリスク評価においては、ばく露経路（食品中に含有されるもののほか、環境由来/食品調理過程での生成など）や体内動態を踏まえたばく露量推定、動物実験等による毒性試験結果及びヒトへの健康影響に関する疫学研究成果などに基づき、評価が行われる。

しかし、試験・研究のデータの中には、必ずしもリスク評価への利用を目的としないものが含まれており、リスク評価に適切なデータを選択し、リスク評価への利用に際してデータの妥当性に配慮する必要がある。また、汚染物質のリスク評価に求められるデータの要件を明確にすることは、効率的に評価を行い、ひいては評価の結果必要とされる研究を進めるためにも重要である。

よって、本研究では、汚染物質の国内外の評価事例や評価手法に関するガイダンス等を踏まえ、リスク評価に利用するデータ及びそのデータの妥当性を判断する際に確認すべき事項を整理するとともに、汚染物質のリスク評価に当たっての標準的な手法を作成するための研究を実施する。

例えば、ばく露評価に必要なデータ（環境・食品中の汚染物質の採取・分析方法及びモデル等々の解析手法）、毒性評価に必要なデータ（体内動態試験及び動物を用いた試験結果とその解釈、疫学研究における研究デザインや影響指標・交絡調整を含めたデータ解析手法、及び文献データのメタアナリシス等）に関して、リスク評価への利用等の観点から確認すべき事項を整理する必要がある。

【背景】

リスク評価の対象とされる汚染物質は重金属や有機化学物質等、様々な物性の物質があり、自然界における偏在の程度、食品への混入の経路等も様々である。また、定められた用法・用量により使用される農薬や食品添加物等では、通常、評価に必要なデータセットが定められており、リスク評価を目的としてデータが取得されるが、意図せず食品に混入する汚染物質については、リスク評価への利用を目的としない試験・研究のデータが利用されることも多いため、これらのデータの実験方法や規模などの質や量も様々である。

このような特性から、食品安全委員会においては汚染物質の食品健康影響評価に関する指針は策定されてきていない。今までに食品安全委員会より公表された化学物質・汚染物質の評価書や他分野の食品健康影響評価指針等のガイドラインを参照しつつ、海外評価機関の関係ガイダンスや汚染物質の評価事例も踏まえ、汚染物質の分野においても、リスク評価のための標準的な手法を作成する意義は大きい。

(参考)

1 . 化学物質・汚染物質評価書 (一覽)

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/list?itemCategory=003>

2 . 各分野の食品健康影響評価指針等のガイドライン

<http://www.fsc.go.jp/hyouka/>

<http://www.fsc.go.jp/senmon/>

3 . 「Draft for internal testing Scientific Committee guidance on appraising and integrating evidence from epidemiological studies for use in EFSA s scientific assessments」

<https://efsa.onlinelibrary.wiley.com/doi/epdf/10.2903/j.efsa.2020.6221>

4 . 「海外における汚染物質等に係るばく露評価に関する実態調査」

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/survey/show/cho20180020001>